

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

香川県人事委員会委員長 武田 安紀彦

香川県人事委員会規則第4号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和32年香川県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第1（第7条関係）選考により採用する職</p> <p>1 略</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 診療放射線技師及び臨床工学技士の職</p> <p>（4）～（7） 略</p> <p>2 略</p> <p>別表第4（第30条関係）採用に係る選考の実施を任命権者に委任する職</p> <p>1 略</p> <p>2 病院（がん検診センター及び白鳥病院附属津田診療所を含む。）に勤務する医師及び歯科医師の職</p> <p>3～5 略</p>	<p>別表第1（第7条関係）選考により採用する職</p> <p>1 次に掲げる特別の免許又は資格を必要とする職</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 診療放射線技師、<u>診療エックス線技師</u>及び臨床工学技士の職</p> <p>（4）～（7） 略</p> <p>2 略</p> <p>別表第4（第30条関係）採用に係る選考の実施を任命権者に委任する職</p> <p>1 略</p> <p>2 病院（がん検診センターを含む。）に勤務する医師及び歯科医師の職</p> <p>3～5 略</p>

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。